

警備実施に関する訓令の運用について（例規）

〔最終改正 平成26. 7. 4 例規務第22号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

この通達は、警備実施に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第4号。以下「訓令」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めたもので、昭和47年10月5日から実施しています。

その内容は、

- 警察官以外の職員の警備要員の指定
- 警備本部の編成等
- 部隊運用
- 部隊指揮官の留意事項
- 警備実施時の服装等の基準
- 治安警備実施教養訓練

等です。